

仕 様 書

1 業務名

海外富裕層受け入れ体制整備事業

2 事業目的

県内観光産業の活性化を図るためには、来訪する外国人観光客を増やすだけではなく、1人あたりの消費額を増やす必要がある。そのため、ZENや伝統工芸など本県を代表するコンテンツへの関心が高く、消費単価が高い欧米市場を主なターゲットとし、富裕層向けコンテンツの造成・磨き上げやガイド人材の育成、販売促進等を行うことにより、インバウンドの消費単価向上を図り、経済・地域の活性化と持続的な発展を目指す。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

4 業務内容

(1) 海外富裕層向けの観光コンテンツ磨き上げ・造成

(ア) 観光コンテンツ造成・磨き上げ

- ・ 県内の観光素材（宿泊施設や食、体験等）を富裕層向けのコンテンツとして5件以上磨き上げ、または必要に応じて追加造成を行うこと。磨き上げを行うコンテンツはすでに受け入れを行っているコンテンツや、過去の県事業において造成を行ったコンテンツも対象とする。
- ・ 現地視察や事業者との打合せを行い、コンテンツ磨き上げ案を策定すること。
- ・ コンテンツの造成または磨き上げにあたっては、受託者以外でも販売ができるよう、県内の地域DMCを介すことを前提とし、地域DMCに対し必要なアドバイス・コンサルティングを提供できる者と連携し、業務を適切に遂行できる体制を整えること。
- ・ コンテンツ事業者から希望があった際は、コンテンツをオンライン上の販売サイトに掲載するなど、オンラインでの販路形成に対する助言等を行うこと。

(イ) コンテンツの販売体制整備

- ・ 上記（ア）で磨き上げを行ったコンテンツは、旅行会社への提案や商談会で活用する営業資料として使用できるよう Tarif 化すること。
- ・ Tarif は日本語、英語、中国語（簡体字・繁体字）、仏語の4言語で作成し、それぞれ日本語と同等のニュアンスとなるよう、翻訳者またはネイティブによる翻訳を行うこと。
- ・ 作成した Tarif は県に電子データで提供すること。
- ・ 作成した Tarif については、旅行会社への営業や商談会、HP掲載などで県が

自由に使用することができるよう、各事業者の承諾を得ること。

- ・ 旅行会社へ提案する際の営業資料として効果的な場合は、必要に応じてコンテンツやモデルコース等の動画を作成すること。なお、動画の作成は必須ではない。

(2) 富裕層向けガイド人材の育成

(ア) 富裕層向けガイド人材育成

- ・ 本県への富裕層誘客に向けた受け入れ体制強化に向け、全国通訳案内士の資格を有するなど、一定の英語能力およびガイド経験といった、訪日外国人旅行者に対応可能な基本的スキルを備えた人材に対し、さらなる対応スキルの向上に向けた育成を行うこと。KPIは5名以上とする。
- ・ 育成の対象となる参加者は、一定の水準を満たした者を対象とするため、面接または推薦等によって参加者の選定を行うこと。
- ・ 育成に当たっては、座学および実地による研修を行うこととし、その具体的な方法についてはスケジュールと併せて提案すること。なお、座学研修については広く参加者を募集することも可能とする。
- ・ ガイド育成に当たっては、県が別途実施する「富裕層誘客に向けた海外プロモーション事業」と連携し、可能な限り当該事業の海外旅行会社招請時に参加者がガイド対応できるよう育成を進めること。

(イ) 旅行会社等とのマッチング

- ・ 本事業に参加したガイド人材が富裕層向けガイドとして活動できるよう、地域DMC、全国DMC等とマッチングを行うこと。
- ・ マッチングにおいては、(3)の全国DMC招請等を活用し、招請時にガイドとのマッチングの場を設けるとともに、ガイドのスキル等が被招請者に伝わるよう工夫すること。
- ・ 今後、旅行会社への営業や商談会等でガイド人材の紹介ができるよう、本事業に参加したガイドのスキル等をまとめたリストを作成すること。作成に当たっては、県が旅行会社等に情報を提供できるよう、ガイドに提供可能な情報の確認を行うとともに情報提供についての承諾を得ること。

(3) 富裕層を取り扱う全国DMC等の招請

- ・ 富裕層旅行を取り扱う全国DMC等を3社以上招請し、上記(1)で開発・磨き上げを行ったコンテンツの視察および(2)で育成を行ったガイドの提案・売込みを行うこと。
- ・ 招請するDMCはVirtuosoやSerandipiansなどの富裕層旅行コンソーシアムに加盟する旅行会社であること。ただし、コンソーシアムに加盟する旅行会社を3社以上招請できない場合は、県と協議の上、本県への富裕層旅行送客に意欲のあるDMCに代替可能とする。
- ・ 招請時の行程は、上記(1)で造成したコンテンツを含めることとし、県に行

程案を提示した上で決定すること。

- ・ 行程においては、全国DMCと地域DMC、ガイド人材がマッチングできるような機会を設けること。
- ・ 訪問先、体験、食事、宿泊場所、移動手段の手配等、招請にかかる準備は全て受託者が行うこと。
- ・ 招請時は旅程管理を行うコーディネーターやガイドが同行すること。
- ・ 招請終了後、被招請者の意見をとりまとめ、今後のコンテンツ磨き上げ・ガイド育成に活かすこと。

5 成果物や実績報告書の提出

下記の成果物や実績報告書等を作成し、令和9年3月19日までに電子データで提出すること。

① 実績報告書

- ・ 磨き上げ・造成を行ったコンテンツの概要
- ・ 海外富裕層専門サイトへの掲載情報（該当がある場合）
- ・ ガイド人材育成の概要
- ・ 全国DMCの招請概要

② 作成したタリフの電子データ（該当がある場合）

③ 作成したコンテンツ紹介動画の電子データ（該当がある場合）

④ 育成したガイド人材リストの電子データ

⑤ その他福井県が業務の確認に必要と認める書類および写真等

6 守秘義務および個人情報の取扱い

- ・ 本業務の実施にて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。
- ・ 再委託範囲に個人情報の取り扱いが含まれるときは、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

7 その他留意事項等

- ・ 本業務の受託者は、業務を実施するにあたり、福井県と十分な調整を行うこと。
- ・ 大本山永平寺の協力が必要な場合は、必ず事前に県に報告すること。
- ・ 本業務を遂行するため、福井県は受託者に対して、業務の進捗状況の報告を求められることができる。
- ・ 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- ・ 成果品一式の著作権および所有権は、正当な手続きにより使用または借用した第三者のものを除き、福井県に帰属するものとする。
- ・ 契約の締結および業務の履行に関して必要な経費は、特段の定めのない限りすべて受託者の負担とすること。

- ・ この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、またはこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じて双方協議のうえ、定めるものとする。